

令和2年12月7日

各 会 員 事 業 者 様

(公社)広島県トラック協会
専務理事 岩本 和則

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する警戒の強化について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は協会運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を様々に講じておられることと思いますが、報道でもご存じのとおり、広島県内の感染状況は「ステージⅡ」に移行し、更に警戒基準値を超過したとのことです。

広島県は先日「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」(令和2年11月30日付)を改正するとともに、警戒基準値の超過を受け「行動自粛要請の前に感染拡大を食い止める」(令和2年12月4日付)を作成しております。

我々業界は、国民生活と経済活動を支えるエッセンシャルワーカーとして、安全・安心な輸送を確保し、その社会的使命を果たして行かなければなりません。

については、本方針等を参考に、今一度、基本的な感染防止対策やガイドラインに沿った対策の再確認と徹底をお願いします。

謹白

※ 参照

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報(広島県ホームページ)
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>
- 新型コロナウイルス関連情報(当協会ホームページ)
http://www.torakyo-hiroshima.or.jp/pdf/202009-01_coronajyoho.pdf



行動自粛要請の前に感染拡大を 食い止める

～県内感染状況が警戒基準を超過～

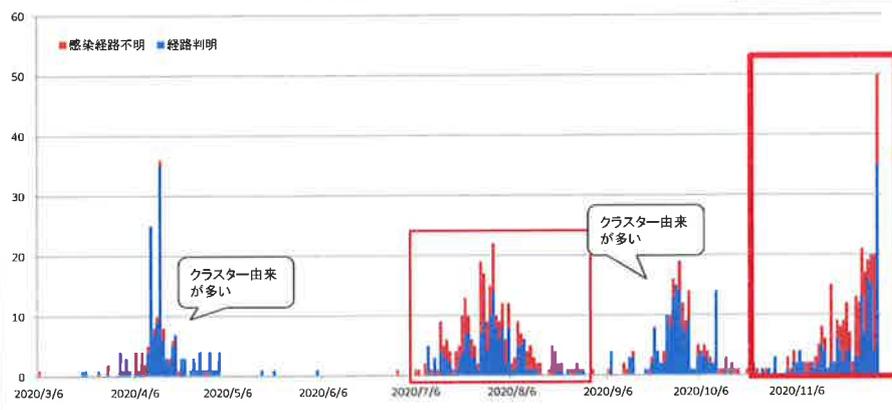
令和2年12月4日(金)

感染者は11月以降増加

- ◆小規模な個別感染が多数確認
- ◆この個別感染に**クラスターも加わって急増**

感染者の発生状況(判明日別)

12月3日18時整理



事業主の方へ

- ★業種ごとのガイドラインに沿った対策の徹底
- ★体調が悪い従業員への積極的な検査

【事業所や職場における普段からの備えとして…】

- ・3密回避 マスク 手洗い・消毒 換気
- ・産業医の活用
- ・毎日の健康観察 体調不良の方に休暇を取らせ検査受検
- ・事業所内のパーテーション設置 間隔をとった人員配置
- ・消毒液設置 休憩所や手を触れる場所の消毒
- ・ガイドラインに沿った対策の徹底
- ・お知らせQR・COCOAの登録・活用
- ・BCP(事業継続計画)の策定検討
- ・テレワークや時差出勤の導入

16

事業主の方へ

- 特に、**テレワークの実施** に努めてください。
- その際、事業所ごとに、**テレワーク率などの目標値を設定し、実行** してください。

17

事業主の方へ

仮に、従業員に陽性の方が出た場合

<本人>

- 1 事業所に陽性であった旨を連絡してください。
- 2 医師・保健所等の指示に従ってください。
- 3 医療機関に入院又は宿泊療養施設で療養となります。
- 4 症状が軽快すれば、発症後10日で退院(退所)となります。

<企業>

- ・保健所の積極的疫学調査に協力してください。
- ・濃厚接触者(必要に応じて接触者)は、PCR検査を受けていただき、自宅待機を指示してください。
- ・保健所に相談し、感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒してください。
- ・一般向けに周知が必要な場合は、保健所等に相談し、プレス発表やHPでの公表などを検討してください。
- ・コロナ対応のBCP(事業継続計画)を策定している場合は実行してください。

18

事業主の方へ

- 特に、企業においては、保健所の積極的疫学調査で 従業員の2週間の行動履歴 を確認しますので、平時から勤務時間中の記録の保管等 に努めてください。

19

